HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.1

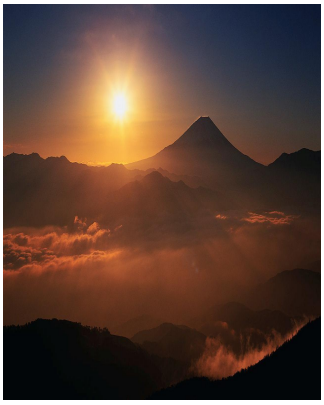

隼あすか法律事務所ニュースレター第1号　**JANUARY 2012**

CONTENTS

- P.1…隼あすか法律事務所　ニュースレター発行のご案内
- P.1…弊事務所についてのご案内
- P.2-3…弊事務所セミナーのご報告
- P.3-5…金融商品取引法等改正について

隼あすか法律事務所　ニュースレター発行のご案内

新年明けまして、おめでとうございます。

このたび、隼あすか法律事務所では、法律関連のトピックや弊事務所の近況などをお知らせするニュースレターを発行する運びとなりました。今後このニュースレターをお届けすることによって、日頃お世話になっております皆様にとって一助となれば幸甚に存じます。

隼あすかニュースレターでは、今後、時宜にかなった各種法律分野の最新情報とともに、重要判例や頻出法令の解説、執筆やセミナーのご紹介等の情報を、3か月に一度程度のペースで皆様に配信していく予定です。

弊事務所のメンバー一同、皆様のニーズにお応えできるよう、今後このニュースレターの内容を一層発展・充実させていく所存です。ご意見・ご要望がございましたら、下記宛先までご遠慮なくお寄せください。

編集部：newsletter@halaw.jp

なお、本ニュースレターは、これまで弊事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた皆様を対象にお送りさせていただいております。今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま本メールアドレスへ直接返信をしていただけますようお願い申し上げます。

弊事務所についてのご案内

隼あすか法律事務所は、主な取扱分野である一般企業法務・渉外取引法務に加えて、事業再生・強化、倒産処理、ファイナンス・不動産、知的財産権、エンターテインメント、労働関係、情報技術（IT）・情報通信、組織再編・M＆A、訴訟・仲裁等幅広い法的分野を取り扱っております。

弊事務所は、弁護士 44 名・スタッフ 20 名を擁する総合法律事務所です。弊事務所は、元裁判官、元検察官、企業内弁護士の経験者や中央省庁への出向経験者、外国人弁護士、ロースクールの教官、専門分野に通じあるいは外国語に堪能な若手弁護士・スタッフ等ユニークな人材を擁しています。

隼あすか法律事務所は、依頼者各位の要望、直面する課題を的確に把握し、迅速に対応し、さらには諸外国の弁護士等の専門職と連携して、行動力あるチームワークに基づき依頼者各位に最良のリーガルサービスを提供することを信条としています。

弊事務所セミナーのご報告

平成23年11月25日、第1回隼あすかセミナー（テーマ「企業に求められる新しい問題の法務管理－契約の役割と労働法の問題について－」）を開催いたしました。弊事務所としての初めての試みにもかかわらず、多くのクライアント様にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。セミナーの内容を簡単にご紹介いたします。

1. 法務部に期待される役割と実態のギャップについて（担当弁護士：泉潤子、三浦悠佑）

法務部には、事業部門がビジネス・マターを決するための判断材料を提供する役割が求められており、事業部門の意図を理解することが不可欠です。しかしながら、実際には、法務部と事業部門の間に、連携不足や、リーガル・マターとビジネス・マターの押し付け合いが発生し、契約書が事業部門の意図と乖離した結果、契約の意図・目的を実現できないことがあります。

本セミナーでは、ソフトウェア開発請負契約、ライセンス契約という、実際に上記の問題が発生しやすい契約書を題材にして、具体的な個々の条項について、法務部と事業部門との間にどのような連携不足が発生しやすいのか、そのような連携不足から発生する問題は何か、そして、解決策としてどのようなものが考えられるかについてご説明しました。

また、上記の各契約と比較して、実際に問題となるケースがさほど多くないことから、詳細な検討がおろそかになりがちな秘密保持契約について、法務部が陥りやすい誤解や、見落とされがちな問題点についてご説明し、問題発生を未然に防ぐための修正案や社内の施策について解説を行いました。

2. メンタルヘルス問題への対応（担当弁護士：内藤丈嗣、木下達彦）

仕事のストレス（業務による心理的負荷）による精神障害を理由とする労災請求件数は増加の一途を辿っており（平成 21 年度：請求件数 1136 件（うち自殺 157 件）、支給決定件数 234 件（うち自殺 63 件））、メンタルヘルス（心の健康問題）は企業が取り組むべき重要な課題となっています。厚労省も、メンタルヘルス対策の充実・強化を目的とした労働安全衛生法の改正案を準備中です。

このような社会状況を踏まえ、本セミナーでは、心理的負荷による精神障害に関する労災認定基準（「心理的負荷による精神障害等にかかる業務上外の判断指針」）をご紹介し、職場においてどのような出来事が従業員に対する心理的負荷となり、精神障害発病の原因となるのか、ご説明いたしました。そのうえで、心の健康問題を起こさないための職場における日常的な対策として、①セルフケア②ラインによるケア③事業所内産業保健スタッフ等によるケア④事業場外資源によるケアについて、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づきご説明しました。

他方で、不幸にも、心の健康問題を抱え休職した従業員の復職の指針となる「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」をご紹介し、最後に、当事務所にご相談のあった具体的な事案とその解決事例をご紹介致しました。

金融商品取引法等改正について

第1　はじめに

金融商品取引法（「金商法」）等の改正を目的とした「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（「本改正法」）は、2011 年 5 月 17 日に成立し、同 5 月 25 日に公布されています。本改正法による改正点は多岐に渡っておりますが、本稿においては、既に 2011 年 11 月 24 日に施行となっている資産の流動化に関する法律（「資産流動化法」）の改正点を概説し、本稿第 3 においては、2012 年 5 月に施行が予定されている金商法の改正点（但し、後述のとおり一部は既に施行済みとなっております。）を概説します。

第2　資産流動化法の改正点

1　資産流動化計画の変更届出義務の緩和

特定目的会社は、その資産流動化計画に変更があった場合には変更内容を当局へ届出ることが義務付けられているところ、本改正法により、「軽微な変更」については届出を要しないこととされました（資産流動化法第 9 条第 1 項、第 227 条第 1 項関係）。この「軽微な変更」としては、特定資産の取得時期の変更、資産対応証券の発行時期の変更等が挙げられています（資産流動化法施行規則 26 条の 2）。

2　資産の取得及び資金調達に係る規制の見直し

①　従たる特定資産の信託設定義務等の免除

不動産等の特定資産に付随して用いられる軽微な資産について、信託設定義務等が免除されました（資産流動化法第 4 条第 3 項、第 200 条関係）。この「軽微な資産」とは、例えばホテルの家具等が想定されています。

②　特定資産の価格調査に係る規制の見直し

特定資産となる不動産の価格について、鑑定評価に加えて第三者による価格調査を二重に義務付けることが廃止されました（資産流動化法第 40 条第1項、第 122 条第 1 項関係）。

③ 特定資産の譲渡人による重要事項の告知義務の廃止

特定資産の譲渡人による特定目的会社に対する重要事項の告知義務が廃止されました（資産流動法第 199 条関係）。

④ 資金の借入れに係る規制の見直し

特定目的会社の資金の借入れについて、「特定資産を取得するため」との使途制限が撤廃されました（資産流動化法第 210 条、第 211 条関係）。また、借入先を適格機関投資家に限定する旨の要件が撤廃されました（同法内閣府令第 94 条関係）

3 資産流動化の応用スキームの促進

特定目的信託における社債的受益権（あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権）について、変動金利により算定された金額の分配を受けることが可能になりました（同法施行令第 52 条関係）。また、社債的受益権の発行要件として、他の種類の受益権も併せて発行することが義務付けられていましたが、当該義務が廃止されました（資産流動化法第 230 条第 1 項関係）。これにより、例えば、社債的受益権を利用したイスラム債の発行の促進につながることが予想されています。

以上の改正点は、2011 年 11 月 24 日に施行されています。

第3 金商法の改正点

1 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

近年、無登録業者が未公開株等につき「上場間近で儲かる」等の勧誘を行って、高齢者等に被害を生じるケースが多発しております。かかる背景を踏まえ、無登録業者による未公開株等の取引に関し以下の規制がなされました。

① 無登録業者が金融商品取引業を行う旨の表示をすること及び金融商品取引契約の締結について勧誘することが禁止されました（金商法第 31 条の 3 の 2 関係）。

② 無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とすることとされました（金商法第 171 条の 2 関係）。

③ 無登録業等に対する法定刑を、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこれらの併科に引き上げるとともに、法人に対して行為者よりも重課（5 億円以下の罰金）することとされました（金商法第 197 条の 2、第 207 条関係）。

2 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・オファリング）に係る開示制度等の整備

ライツ・オファリングとは、株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法です。改正以前の金商法では、株主全員に目論見書を交付することが義務付けられるなどライツ・オファリングについて制約が大きいという指摘がなされていましたが、本改正法では、目論見書の公布義務を一定の場合に除外するなどの措置がとられます（同法 13 条 1 項、15 条 2 項関係）。その他、ライツ・オファリングに関する開示に係る定義規定の整備等がなされました（同法 2 条 6 項、21 条 4 項、28 条 7 項、27 条の 2 第 1 項、166 条 2 項関係）。

3 投資運用業の規制の緩和

「適格投資家」(特定投資家その他内閣府令で定める者等)という概念が新設され、投資運用業のうち、全ての運用財産に係る権利者が適格投資家のみであって、その総額が内閣府令で定める一定の金額を超えないもの(「適格投資家向け投資運用業」)について、投資運用業の登録要件の一部(最低資本金要件など)が緩和されます(金商法第 29 条の 5 関係)。また、適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が適格投資家を相手方として行う有価証券の私募の取扱い等が、第二種金融商品取引業として行うことができることとなります(金商法第 29 条の 5 関係)。これらの詳細については内閣府令の発令を待つことになります。

4 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

投資助言・代理業の登録拒否事由に、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない場合」が追加されます(金商法第 29 条の4第 1 項関係)。

5 以上の改正点の他に、以下の改正がなされています。

① 英文開示の範囲の拡大(金商法第 5 条、7 条、9 条、10 条関係)

② 発行登録制度における目論見書の交付義務の免除(同法 23 条の 12 第 7 項関係)

③ 外国投資運用業者に関する特例の見直し(金商法第 61 条関係)

④ 金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合の届出事項の追加(金商法第 63 条の 3 関係)

⑤ 審判対象である事実、法令適用及び課徴金額等に関する規定の見直し(金商法第 181 条関係)

⑥ 裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大(金商法第 192 条第 3 項関係)

⑦ 有価証券届出書等の書類に会計の専門家の活用の状況に関する事項の記載を要求(金商法第 193 条の 4 関係)

6 施行日

上記 1③「無登録業者に対する罰則の引上げ」は 2011 年 6 月 14 日に施行されています。また、上記 1①「無登録業者による表示・勧誘行為の禁止」及び上記 1②「無登録業者による未公開有価証券の売付け等の無効化」は 2011 年 11 月 24 日に施行されています

これら以外の、上記 2～5 の改正は 2012 年 5 月に施行予定とされています。

(文責: 弁護士 坂下良治)

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま **newsletter@halaw.jp** へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

編集後記

隼あすか法律事務所は、本年3月をもって合併から5年目を迎えることとなります。この節目の年を迎えるにあたり、日頃よりお世話になっております皆様に何らかの形で恩返しをしたいとの所員の思いから、本ニュースレターを発行する運びとなりました。今後も、皆様の業務のお役に立てるような情報を発信してまいりたいと思います。

本年の干支は辰年です。クライアント各位におかれましては、「辰の雲を得たるがごとく」躍進されることをお祈り申し上げます。

（ニュースレター編集チーム一同）

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105
E-mail：info@halaw.jp ／ URL：http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。